

令和7年度

第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

令和7年12月21日 開会

令和7年12月21日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和7年12月21日(日)

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 議案第4号 倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例
第 4 議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例
第 5 議案第6号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第7号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(13名)

1番	伊 禮 悟	議員	9番	伊 佐 哲 雄	議員
2番	上 地 崇	議員	10番	棚 原 明	議員
3番	栄野比和光	議員	11番	又 吉 亮	議員
4番	喜友名秀樹	議員	12番	宮 城 政 司	議員
5番	桑 江 直 哉	議員	13番	高 安 克 成	議員
6番	小 谷 良 博	議員	14番	照 屋 正 治	議員
8番	新 里 和 也	議員			

欠席議員(1名)

7番	町 田 裕 介	議員
----	---------	----

説明のため出席した者の
職、氏名

管 理 者	花 城 大 輔	総 務 課 長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	佐 喜 眞 淳	総 務 課 主 幹	辺 土 名 俊 明
副 管 理 者	渡 久 地 政 志	総 務 課 主 幹	町 田 洋 人
事 務 局 長	花 城 博 文		
次 長 兼 業 務 第 一 課 長 兼 業 務 第 二 課 長	宮 里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	米 須 健	総 務 課 主 査	大 城 和 佳
---------	-------	-----------	---------

○柴野比和光 議長

皆さんおはようございます。

ただ今より、令和7年度第2回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開会いたします。ただ今の出席議員は13名でございます。町田祐介議員から欠席の届出が出ております。

定足数に達しております。会議は有効でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

花城大輔 管理者。

○花城大輔 管理者

皆様、おはようございます。

令和7年度 第2回 倉浜衛生施設組合議会 臨時会の開会にあたり、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今 議会では、『倉浜衛生施設組合 職員等の旅費に関する条例』をはじめ、計4件となっております。

慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○柴野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において新里 和也 議員、照屋 正治 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日12月21日の1日間といたしますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日12月21日の1日間と決定いたします。

日程第3、議案第4号 倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

おはようございます。ご多忙中お集まりいただきまして感謝申し上げます。

倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例についてご説明させていただきます。
議案第4号 倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例。

倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月21日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

(提案理由)

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しに伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

ここからは議案説明資料で説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。

3の改正概要でございます。

①旅費の計算等に係る規定の簡素化、旅費に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化する。

②旅費の支給対象の見直し、出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする。

4 施行期日、令和8年4月1日。

5 経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する旅行命令等に係る旅費について適用し、施行の前日に発した旅行命令等に係る旅費につきましては、なお従前の例による。

次の2ページをお開き願います。

4の改正内容についてご説明させていただきます。

4. 改正内容の右側の表、※1 日当の廃止でございます。

※1 日当の廃止、昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるための日当を廃止し、用務地内の交通費を実費支給する。

また、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であることから、支給対象外といたします。

※2 包括宿泊費の新設、これは、ホテルパック利用時の旅費種目として新設いたします

※3 食卓料に代えて宿泊手当の新設、水路及び航空機による移動の際に宿泊料が支給されない場合の朝、夕食代、及び、これに伴う諸雑費に充てるために支給されておりました食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕・朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための宿泊手当を新設いたします。

※4 渡航雑費を新設、渡航に必要な最小限の準備経費を補償いたします。

3ページをお開き願います。各種目の詳細についてご説明いたします。

アの鉄道賃、その下にございますイの船賃、次のページに記載がございますウの航空賃、につきましては、現行と改正後の支給要件を表に整理しておりますので、ご覧ください。

4ページの下、オの宿泊費（内国旅行）につきましても、宿泊費基準額を上限に実費支給に改正いたします。

今回、ホテルパック等の移動、宿泊に対する一体対価として支払われる費用としての包括的宿泊費と宿泊を伴う旅行に1夜当たり定額で支給する宿泊手当も新設しております。

説明は以上となります、ご審議の程よろしく申し上げます。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。討論はありますか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 倉浜衛生施設組合職員等の旅費に関する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月21日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

主な概要につきましては、議案説明資料で説明させていただきたいと思います。

議案説明資料の22ページをお開き願います。

3の改正概要でございます。

(1) 沖縄県人事委員会勧告等を考慮し、給料表及び期末手当・勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

① 給料表の改定【第1条】若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象とした引上げ改定を行うものでございます。

改定後の給料表につきましては、令和7年4月1日から適用いたします。

② 職員 期末及び勤勉手当支給割合の改定【第1条、第2条】再任用職員 期末及び勤勉手当の改定【第1条、第2条】につきましては、22ページの下の方から示しております。

再任用職員以外の職員と、再任用職員の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定につきましては、再任用職員以外の職員は、支給割合の合計が、現行4.6月分から4.65月分へ0.05月分を増改定とし、再任用職員につきましては、現行2.4月分から2.45月分へ0.05月分を増改定を行います。

次のページ23ページの上の方をご覧ください。

月例級の引き上げ（別表第2）でございます。

給料表につきましては、職員及び再任用職員とも、1級から8級までの改定となっております。

23ページ下段の「第2条による改正による」表をご覧ください。

再任用職員以外の職員の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定につきましては、6月期と12月期でそれぞれ0.025か月分の増減がございますが、年計はそれぞれ4.65月となっております。

再任用職員につきましても同様に、6月期と12月期でそれぞれ0.025か月分の増減がございますが、年計はそれぞれ2.45月となっております。

4 施行期日等につきましては、(1) 公布の日からの施行。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例の規定のうち、別表第2の給料表の規定は令和7年4月1日、期末手当及び勤勉手当の規定は令和7年12月1日からの適用となっております。

ります。

説明は以上となります、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第6号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第6号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月21日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

(提案理由)

会計年度任用職員の給与の改定を行う必要があるため、この案を提出する。

主な概要につきましては、議案説明資料で説明させていただきたいと思っております。

議案説明資料の43ページをお開き願います。

3の改正概要でございます。倉浜衛生施設組合職員の給料表の改定を考慮し、会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。若年層に重点を置きつつ、全ての

倉浜衛生施設組合会計年度職員を対象に引上げる改定となっております。

表に示しました通り、1級～3級までの改定となっております。

4の施行期日等につきましては、令和7年4月1日からの適用となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第7号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第7号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年12月21日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,150万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月21日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

2ページと3ページを合わせてご覧ください。

2ページが歳入、3ページが歳出でございます。

合計欄をご覧ください。歳入歳出ともに、補正前の額33億4,620万8千円。補正額530万円の増。補正後の額33億5,150万8千円でございます。

2ページの歳入補正額の内訳でございますが、5款繰入金、財政調整基金繰入金の増となっております。

歳出予算補正の主なものといたしましては、沖縄県人事委員会の給与に関する報告及び勧告等に伴い、2款総務費及び3款衛生費における報酬、給料、職員手当等の増によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正につきましては、去る定例議会におきまして、補正予算(第1号)の中で債務負担行為として、議決いただいた項目に追加をしております。

表の追加の主なものは、一段目の指定金融機関業務委託につきましては、組合の公金収納及び支払事務並びに預金の取り扱い事務を効率的かつ効果的に、また安定的に遂行するための委託業務でございます。

現在委託している指定金融機関の契約期間が令和8年6月30日までとなっております、今年度内で令和8年7月1日以降の指定金融機関の候補者の選定を行うため、債務負担行為を設定しております。

期間は、令和7年度から令和11年度までとなっております。

二段目の建物総合損害共済保険料と、三段目の自動車損害共済保険料につきましては、令和8年4月1日からの保険適用にあたり債務負担行為を設定しております。

期間は、共に令和7年度から令和8年度となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。1点だけ確認させてください。今回歳入で財政調整基金繰入金で530万円のこの職員の手当等歳出の増があるわけですけれども、今後の次年度以降、例えばこの今回は財政調整基金から繰り入れておりますけれども、歳出が増える訳ですけれども、こういった増えた分というのは、収入で言うと2市1町からの分担金によって補うということでもいいのか。又はごみ袋の値段を上げるとか、いろいろ歳入を増やす方法はあるのかなと思いますけど、どうやってこの530万円を今後、補っていくのかという部分を教えてください。お願いします。

○栄野比和光 議長

天貝総務課長。

○天貝壽也総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。530万円の補い方というご質疑でございました。現状は財調からやってございます。倉浜の負担金、構成市町からいただいておりますけれども、この仕組みとしましては、当初予算については、負担金の方でいただいております。ただ、このような補正のタイミングについては、財調を取り崩してやっているというのが実際のやり方となっております。また今後、歳入につきましても、様々な努力をしながら財源を増やしていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時22分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和7年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉会（午前10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年 8 月 20 日

議 長 泉野比和光

会議録署名議員 新里和也

会議録署名議員 照屋正治